

○財務省告示第三十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成三十年一月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年二月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第五十七回）

二 発行の根拠 法律及びその
の法律及びその
別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法
札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の方法
各申込みのうち応募価格の高い

七							六																																																					
口	イ	払込金			口	イ	発			口	イ	発																																																
特別参加	国債市場	入札発行	価格競争	行争入札発行	非者特別参加	者・第I	特別参加	国債市場	億	て	基	同	千	付	一	会	十	つ	定	う	額	行争入札発行	非者特別参加	者・第I	特別参加	国債市場	入札発行																																	
千	万	六	千	五	百	十	億	五	百	八	十	三	万	円	で	千	四	百	二	十	一	億	円	た	千	四	百	二	十	一	億	円	で	千	四	百	二	十	一	億	円	に	て	基	同	千	付	一	会	十	つ	定	う	額	行争入札発行	非者特別参加	者・第I	特別参加	国債市場	入札発行
四	百	十	億	五	百	八	十	三	万	円	で	千	四	百	二	十	一	億	円	に	て	基	同	千	付	一	会	十	つ	定	う	額	行争入札発行	非者特別参加	者・第I	特別参加	国債市場	入札発行	の	から	そ	の	応	募	額	を	順	次	割	り										
百	十	億	五	百	八	十	三	万	円	に	て	基	同	千	付	一	会	十	つ	定	う	額	行争入札発行	非者特別参加	者・第I	特別参加	国債市場	入札発行	の	から	そ	の	応	募	額	を	順	次	割	り	の	から	そ	の	応	募	額	を	順	次	割	り								
十	億	五	百	八	十	三	万	円	に	て	基	同	千	付	一	会	十	つ	定	う	額	行争入札発行	非者特別参加	者・第I	特別参加	国債市場	入札発行	の	から	そ	の	応	募	額	を	順	次	割	り	の	から	そ	の	応	募	額	を	順	次	割	り									
億	五	百	八	十	三	万	円	に	て	基	同	千	付	一	会	十	つ	定	う	額	行争入札発行	非者特別参加	者・第I	特別参加	国債市場	入札発行	の	から	そ	の	応	募	額	を	順	次	割	り	の	から	そ	の	応	募	額	を	順	次	割	り										
五	百	八	十	三	万	円	に	て	基	同	千	付	一	会	十	つ	定	う	額	行争入札発行	非者特別参加	者・第I	特別参加	国債市場	入札発行	の	から	そ	の	応	募	額	を	順	次	割	り	の	から	そ	の	応	募	額	を	順	次	割	り											
十	億	五	百	八	十	三	万	円	に	て	基	同	千	付	一	会	十	つ	定	う	額	行争入札発行	非者特別参加	者・第I	特別参加	国債市場	入札発行	の	から	そ	の	応	募	額	を	順	次	割	り	の	から	そ	の	応	募	額	を	順	次	割	り									
三	万	円	に	て	基	同	千	付	一	会	十	つ	定	う	額	行争入札発行	非者特別参加	者・第I	特別参加	国債市場	入札発行	の	から	そ	の	応	募	額	を	順	次	割	り	の	から	そ	の	応	募	額	を	順	次	割	り															
十五	億	五	百	八	十	三	万	円	に	て	基	同	千	付	一	会	十	つ	定	う	額	行争入札発行	非者特別参加	者・第I	特別参加	国債市場	入札発行	の	から	そ	の	応	募	額	を	順	次	割	り	の	から	そ	の	応	募	額	を	順	次	割	り									

十五
十六
十七
十八
十九
二十

第二期以後の
利子償還
償還金額
元利支
払場所
入札参加
者
払込期日

毎
年
六
月
二
十
日
及
び
十
二
月
二
十
日
を
支
払
期
とし、各支払期にお
いて、その日以前六
月間に属する利子を
支払う。
平成五十九年十二月
二十日
日本銀行額面金額百
円につき百円
財務大臣から通知を
受けた者
平成三十年一月二十
二日

次号及び第十六号において規定
する期日について同じ。
$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$